

別表 1 の 1 一般廃棄物処理業者に対する行政処分 の 基準 (要綱第 5 条関係)

処分の要件	処分の内容						
<p>1 法第 7 条の 4 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当するとき。 (処理業者が欠格要件に該当するに至ったとき。)</p>	<p>事業の 許可の取消し</p>						
<p>2 法第 7 条の 4 第 1 項第 5 号に該当するとき。 (処理業者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。)</p> <table border="1" data-bbox="204 533 1211 1543"> <tr> <td data-bbox="204 533 1211 1178"> <p>① 法第 2 5 条第 1 項各号及び同条第 2 項に規定する違反行為 無許可営業 (第 1 項第 1 号) 不正手段による営業許可取得 (第 1 項第 2 号) 無許可事業範囲変更 (第 1 項第 3 号) 不正手段による事業範囲変更許可取得 (第 1 項第 4 号) 事業停止命令違反、措置命令違反 (第 1 項第 5 号) 委託基準違反 (第 1 項第 6 号) 名義貸しの禁止違反 (第 1 項第 7 号) 処理施設無許可設置 (第 1 項第 8 号) 不正手段による施設設置許可取得 (第 1 項第 9 号) 処理施設無許可変更 (第 1 項第 1 0 号) 不正手段による施設変更許可取得 (第 1 項第 1 1 号) 無確認輸出 (第 1 項第 1 2 号) 廃棄物の投棄禁止違反 (第 1 項第 1 4 号) 廃棄物の焼却禁止違反 (第 1 項第 1 5 号) 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂 (第 2 項)</p> </td> <td data-bbox="1211 533 1452 1543" rowspan="3"> <p>事業の 許可の取消し</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1178 1211 1460"> <p>② 法第 2 6 条各号に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反 (第 1 号) 処理施設の改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 (第 2 号) 処理施設の無許可譲受け、無許可借受け (第 3 号) 無許可輸入 (第 4 号) 輸入許可条件違反 (第 5 号) 廃棄物の不法投棄・不法焼却目的の収集運搬 (第 6 号)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1460 1211 1543"> <p>③ 法第 2 7 条に規定する違反行為 無確認輸出予備</p> </td> </tr> </table>	<p>① 法第 2 5 条第 1 項各号及び同条第 2 項に規定する違反行為 無許可営業 (第 1 項第 1 号) 不正手段による営業許可取得 (第 1 項第 2 号) 無許可事業範囲変更 (第 1 項第 3 号) 不正手段による事業範囲変更許可取得 (第 1 項第 4 号) 事業停止命令違反、措置命令違反 (第 1 項第 5 号) 委託基準違反 (第 1 項第 6 号) 名義貸しの禁止違反 (第 1 項第 7 号) 処理施設無許可設置 (第 1 項第 8 号) 不正手段による施設設置許可取得 (第 1 項第 9 号) 処理施設無許可変更 (第 1 項第 1 0 号) 不正手段による施設変更許可取得 (第 1 項第 1 1 号) 無確認輸出 (第 1 項第 1 2 号) 廃棄物の投棄禁止違反 (第 1 項第 1 4 号) 廃棄物の焼却禁止違反 (第 1 項第 1 5 号) 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂 (第 2 項)</p>	<p>事業の 許可の取消し</p>	<p>② 法第 2 6 条各号に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反 (第 1 号) 処理施設の改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 (第 2 号) 処理施設の無許可譲受け、無許可借受け (第 3 号) 無許可輸入 (第 4 号) 輸入許可条件違反 (第 5 号) 廃棄物の不法投棄・不法焼却目的の収集運搬 (第 6 号)</p>	<p>③ 法第 2 7 条に規定する違反行為 無確認輸出予備</p>			
<p>① 法第 2 5 条第 1 項各号及び同条第 2 項に規定する違反行為 無許可営業 (第 1 項第 1 号) 不正手段による営業許可取得 (第 1 項第 2 号) 無許可事業範囲変更 (第 1 項第 3 号) 不正手段による事業範囲変更許可取得 (第 1 項第 4 号) 事業停止命令違反、措置命令違反 (第 1 項第 5 号) 委託基準違反 (第 1 項第 6 号) 名義貸しの禁止違反 (第 1 項第 7 号) 処理施設無許可設置 (第 1 項第 8 号) 不正手段による施設設置許可取得 (第 1 項第 9 号) 処理施設無許可変更 (第 1 項第 1 0 号) 不正手段による施設変更許可取得 (第 1 項第 1 1 号) 無確認輸出 (第 1 項第 1 2 号) 廃棄物の投棄禁止違反 (第 1 項第 1 4 号) 廃棄物の焼却禁止違反 (第 1 項第 1 5 号) 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂 (第 2 項)</p>	<p>事業の 許可の取消し</p>						
<p>② 法第 2 6 条各号に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反 (第 1 号) 処理施設の改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 (第 2 号) 処理施設の無許可譲受け、無許可借受け (第 3 号) 無許可輸入 (第 4 号) 輸入許可条件違反 (第 5 号) 廃棄物の不法投棄・不法焼却目的の収集運搬 (第 6 号)</p>							
<p>③ 法第 2 7 条に規定する違反行為 無確認輸出予備</p>							
<p>3 法第 7 条の 3 第 1 号に該当するとき。 (処理業者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。)</p> <table border="1" data-bbox="204 1641 1211 2051"> <tr> <td data-bbox="204 1641 1211 1727"> <p>① 法第 2 8 条第 2 号に規定する違反行為 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反</p> </td> <td data-bbox="1211 1641 1452 1727"> <p>事業の停止 9 0 日間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1727 1211 1812"> <p>② 法第 2 9 条第 2 号に規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反</p> </td> <td data-bbox="1211 1727 1452 1812"> <p>事業の停止 6 0 日間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1812 1211 2051"> <p>③ 法第 2 9 条各号に規定する違反行為 保管届出義務違反 (第 1 号 (第 1 2 条第 3 項又は第 1 2 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。)) 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 (第 1 6 号)</p> </td> <td data-bbox="1211 1812 1452 2051"> <p>事業の停止 3 0 日間</p> </td> </tr> </table>	<p>① 法第 2 8 条第 2 号に規定する違反行為 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反</p>	<p>事業の停止 9 0 日間</p>	<p>② 法第 2 9 条第 2 号に規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反</p>	<p>事業の停止 6 0 日間</p>	<p>③ 法第 2 9 条各号に規定する違反行為 保管届出義務違反 (第 1 号 (第 1 2 条第 3 項又は第 1 2 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。)) 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 (第 1 6 号)</p>	<p>事業の停止 3 0 日間</p>	
<p>① 法第 2 8 条第 2 号に規定する違反行為 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反</p>	<p>事業の停止 9 0 日間</p>						
<p>② 法第 2 9 条第 2 号に規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反</p>	<p>事業の停止 6 0 日間</p>						
<p>③ 法第 2 9 条各号に規定する違反行為 保管届出義務違反 (第 1 号 (第 1 2 条第 3 項又は第 1 2 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。)) 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 (第 1 6 号)</p>	<p>事業の停止 3 0 日間</p>						

別表 1 の 1 一般廃棄物処理業者に対する行政処分 の 基準 (要綱第 5 条関係)

事故時応急措置命令違反 (第 17 号)	応急措置に必要な 期間の停止
④ 法第 30 条各号に規定する違反行為 帳簿備付け・記載・虚偽記載・保存義務違反 (第 1 号) 事業廃止・事業変更届出義務違反、処理施設変更届出・処理施設相続届出義務違反、 虚偽届出 (第 2 号) 定期検査拒否・妨害・忌避 (第 3 号) 維持管理事項記録・虚偽記載・備付け義務違反 (第 4 号) 報告拒否、虚偽報告 (第 6 号) 立入検査拒否・妨害・忌避 (第 7 号) 技術管理者設置義務違反 (第 8 号)	事業の停止 30 日間
⑤ その他の違反行為	事業の停止 10 日間
4 法第 7 条の 3 第 2 号に該当するとき。 (処理業者の事業の用に供する施設又は能力が、許可の基準に適合していないとき。)	
改善が不可能な場合 (法第 7 条の 4 第 2 項を適用)	事業の 許可の取消し
改善が可能な場合	事業の停止 改善に必要な期間
5 法第 7 条の 3 第 3 号に該当するとき。 (処理業者が事業の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反したとき。)	事業の停止 30 日間